

福山市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格を目指す ひとり親家庭のお母さん、お父さん、そのお子さんの 学びなおしを応援します！

高等学校卒業程度認定試験 は、高等学校を卒業していないため、大学等の受験資格がない方に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するため、文部科学省が実施している試験です。

合格者には日本国内の大学・短大・専門学校の受験資格が与えられます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力があるものとして認定され、就職、資格試験等に活用することができます。



対象になる方

福山市内にお住まいの20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父及びその家庭の20歳未満の子どもで、次の条件をすべて満たす方

○児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準の方

○高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対象講座（通信制を含む）を受講する方

※高等学校卒業者やすでに大学入学資格を取得している方は対象外です。

支援内容

① 受講開始時給付金～対象講座の受講を開始された方

講座開始費用の3割相当額（7万5千円上限）

② 受講修了時給付金～対象講座の受講を修了された方

講座費用の1割相当額（受講開始時給付金と合わせて10万円上限）

③ 合格時給付金～対象講座受講修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格された方

講座費用の2割相当額（受講開始時給付金、受講修了時給付金と合わせて15万円上限）

問い合わせ・申込み

あらかじめ「受講対象講座指定申請書」など必要書類を提出して、対象講座の指定を受けていただく必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

福山市ネウボラ推進課 〒720-8501 福山市東桜町3-5（本庁舎7階）

電話（084）928-1053 福山市ホームページにも情報を掲載しています。